

事務連絡
令和元年5月22日

一般社団法人 高知県建設業協会 様

高知県土木部土木政策課長



企業の魅力発信支援事業（都市部人材とのマッチング支援）の周知について（再依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本県の建設行政の推進についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、平成31年4月10日付けで会員事業者への周知を依頼したところで、厚生労働省の助成金（中途採用等支援助成金）の情報を追加したチラシを商工労働部が再作成しました。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、再度、会員事業者への周知の方、ご協力よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、別添のチラシをご覧ください。

【「企業の魅力発信支援事業」の問い合わせ先】

高知県商工労働部商工政策課

企画調整担当 町、中川

TEL:088-823-9789 FAX:088-823-9261

E-mail:151401@ken.pref.kochi.lg.jp

企業の魅力発信支援事業(マッチング支援)

～人材の確保に積極的な中小企業等を県が認定し、企業の採用を支援します～

効果的に企業情報を伝える**求人広告の作成支援セミナー**を開催します(東部・中部・西部で複数回開催予定)

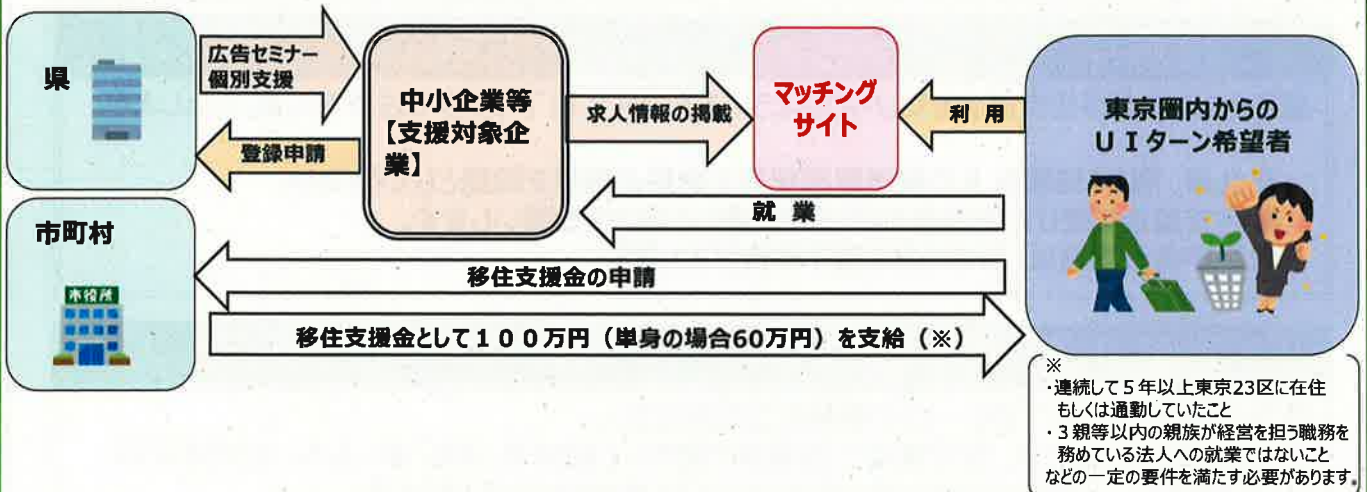
企業の求人情報を、**都市部の方々の目に届きやすい全国連携のマッチングサイトに掲載**します

東京圏の方が本県に移住して、**認定企業に就職した場合、その移住者に「移住支援金」を支給**します(一定の要件を満たす必要あり)

企業の魅力発信支援事業(マッチング支援)について

まずは事業者の皆様「支援対象企業」に登録申請をいただき、認定後にマッチング支援がスタートします。

マッチング支援では、事業者の皆様の求人広告や採用ページをより効果的なものにするためのセミナーや個別支援を受けられるほか、全国連携のマッチングサイトに求人情報を掲載することができますので、都市部の方々が皆様の求人情報をより簡単に入手できるようになります。



支援対象企業が受けられる支援

求人広告
作成支援セ
ミナーの受講

求人広告や
採用ページ作
成の個別指導

全国マッチング
サイトに求人
情報を掲載

※このほか、厚生労働省の助成金の支給を受けられる場合があります。(裏面参照)

本事業のご利用対象

一定の要件を満たす高知県内の法人

※裏面に要件を記載しています

登録申請の詳細に
つきましては
裏面をご覧ください。

(問い合わせ先)
高知県商工政策課 (088-823-9789)

認定の要件

支援対象企業の認定を受けるためには、下記に掲げる（ア）～（ク）の全てに該当することが必要です

- （ア）次に定める要件を満たしていること
 - ・県税の滞納がないこと
 - ・労働基準監督署に就業規則を届け出ていること（常時10名以上の労働者を使用する法人のみ）
- （イ）官公庁等でないこと（官公庁等の「等」には、独立行政法人、第三セクター、一部事務組合等の国または地方公共団体が設立・出資または出先している主体を含む）
- （ウ）資本金10億円以上の法人でないこと
- （エ）みなし大企業でないこと（※）
- （オ）本社所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域にある法人であること
- （カ）雇用保険の適用事業主であること
- （キ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- （ク）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

※本事業におけるみなし大企業とは以下の(1)～(3)のいずれかに該当する資本金10億円未満の法人をいいます。
(1)発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有
(2)発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有
(3)資本金10億円以上の法人の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること

注意点

雇用された方が移住支援金を受けられるようにするために、以下の点にご注意をお願いいたします。

- 正社員、週20時間以上の無期雇用契約で長期の雇用を前提としてください。
- 移住支援金を受けた雇用者の状況の把握にご協力をお願いします。
- 虚偽申告の場合は、認定を取り消す場合があります。

認定申請・提出資料

認定の申請には、以下の①～③の書類をご提出ください。

①の様式につきましては、高知県商工政策課で配布しております。また、ホームページからもダウンロードできます。（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/>）

【申請書類】

- ①登録申請書（様式）
- ②直近の高知県税の納税証明書の写し
- ③労働基準監督署の受付印が押された就業規則の写し（常時10名以上の労働者を使用する法人のみ）

厚生労働省中途採用等支援助成金（UIターンコース）について

企業の魅力発信支援事業（マッチング支援）を利用して労働者を雇い入れた事業主については、厚生労働省の「中途採用等支援助成金（UIターンコース）」の支給を受けられる場合があります。

詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html

（問い合わせ先・申請書類提出先）

高知県商工政策課 企画調整担当

電話 088-823-9789 メール 151401@ken.pref.kochi.lg.jp

中途採用等支援助成金（U I J ターンコース）のご案内

東京圏から地方へ移住者を採用するための経費を助成する、新たな助成金メニューが創設されました。就職説明会や募集・採用パンフレットなど、その移住者の採用活動に要した経費の額に応じて助成金が支給されます。

① 対象となる事業主

採用計画期間内に、対象労働者1人以上を雇い入れた事業主の方が対象となります。

対象となる労働者の要件

- 東京圏からの移住者（裏面Q1参照）であること
- 地方公共団体が開設・運営するマッチングサイトに掲載された当該事業主の求人※1に応募していること
- 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられること
- 継続して雇用する労働者※2として雇い入れられること

※1 移住支援金（裏面Q1参照）の対象として掲載された求人であって、都道府県労働局長の認定を受けた計画に関する事業所の求人に限ります。

※2 対象労働者の年齢が原則として65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して1年以上であることをいいます。

② 助成の対象となる経費

採用活動に要した次の経費が対象となります。

- ◆ 募集・採用パンフレット、自社ホームページなどの作成経費
- ◆ 就職説明会等の実施経費
（出展料、会場借料、採用担当者の旅費・宿泊費、使用資料の作成・印刷・送料費用など）

注意！

- 以下の経費は対象となりません
 - ・民間有料職業紹介事業の利用料
 - ・求人情報誌や求人情報サイトへの掲載料
 - ・求人掲載支援サービス（コンサルティング）利用料 など
- 自社ホームページの作成経費、就職説明会などの実施経費のうち採用担当者の旅費・宿泊費には、それぞれ上限額があります

③ 助成額

上記②助成対象経費の合計額に、助成率を乗じた額を支給します。

	助成率	上限額
中小企業	1 / 2	100万円
中小企業以外	1 / 3	100万円

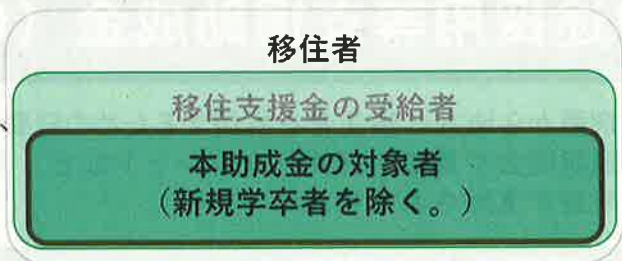
裏面に、本助成金に関するQ&Aを掲載しておりますので、ご参照ください。



Q & A

Q1 東京圏からの移住者であれば、誰でも本助成金の対象労働者となりますか？

A1 東京圏からの移住者のうち、**移住支援金**※3の受給者に限られます。また、移住支援金の受給者であっても、新規学卒者は本助成金の対象にはなりません。



※3 移住支援金とは…

地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して、地方公共団体が移住支援事業・マッチング支援事業として実施する、東京圏からの移住者に対して支給する支援金をいいます。

詳しくは、以下のサイトをご覧ください。事業所のある地方公共団体にお問い合わせください。

URL：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin_index.html

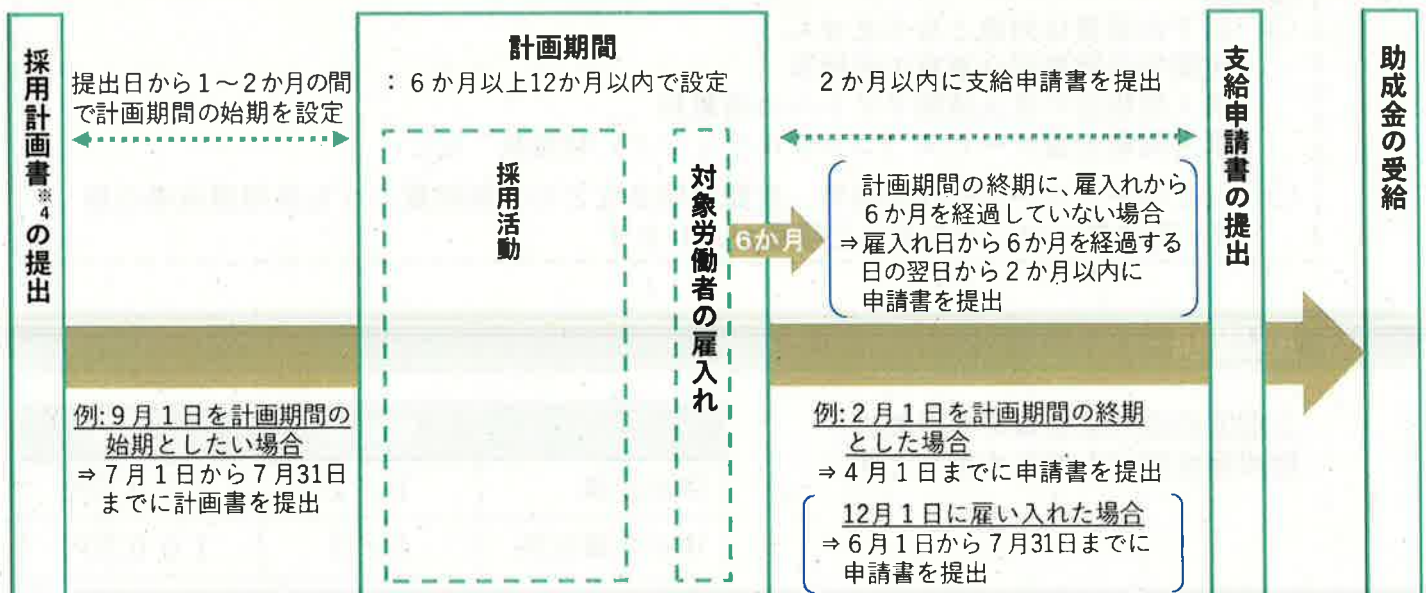
Q2 対象労働者が辞めてしまいました。本助成金を受けられますか？

A2 すべての対象労働者が雇入れ日から6か月以内に離職した場合（離職理由は問いません）は、本助成金を受けることができません。

Q3 地方公共団体の移住支援事業・マッチング支援事業へは未登録ですが、本助成金の採用計画書は出せますか？

A3 地方公共団体の移住支援事業・マッチング支援事業への登録が済んでいない場合でも、本助成金の採用計画書は提出することができます。ただし、本助成金の支給に当たっては登録が必要ですので、速やかにご登録ください。

受給のための手続き



※4 採用計画書は、事業所ごとに作成します。計画書の提出日から計画期間の終期まで、当該計画に関する事業所は別に計画書を提出できません。

本助成金の受給に当たっては、このリーフレットに掲載されていない、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局へお問い合わせください。